いちょう公園トイレ改築工事　特記仕様書

Ⅰ．工事概要

1. 工事場所　上北郡おいらせ町東下谷地４４－３

2. 敷地面積　３３７．９７０．２８㎡（全体）　（６．４７６．２㎡）

3. 工事種目　(1) トイレ　鉄筋コンクリート造１棟階建
　建築面積　１７．４７ ㎡
　延べ面積　１７．４７ ㎡

(2) 外構

①屋外排水設備	ｲ)屋外排水設備	新設	一式
②舗装	ｲ)コンクリート舗装（路面表示含む）	新設	一式
③雑工作物	ｲ)縁石	新設	一式

4. 指定部分　・有　⊙無　対象部分（　　）
　指定部分工期　年　月　日

5. 工事範囲
※「3. 工事種目」すべてを工事範囲とする。
・「3. 工事種目」のうち＿＿＿＿＿＿の工事範囲は下記のとおりとする。

Ⅱ．建築工事仕様

(1) 図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版」（以下「標準仕様書」という。）によるほか、下記仕様書のうち、○を付けたものを適用する。

⊙建築工事標準詳細図（令和4年版）（以下「標準詳細図」という。）
・建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）

(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。なお、電気設備工事の特記仕様書は（　／　）図、機械設備工事の特記仕様書は（　／　）図による。

(3) 本特記仕様書の表記
1) 項目は、⊙ 印の付いたものを適用する。
2) 特記事項は、⊙ 印の付いたものを適用する。
　⊙ 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
　⊙ 印と ⊗ 印の付いた場合は、共に適用する。
3) 特記事項に記載の（ ． ． ）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
4) Ⓖ 印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和4年2月25日変更閣議決定）」に定める特定調達物品における判断の基準（特定調達品目「公共工事」においては表1中の品目ごとの判断の基準）を満たすものを示す。

章	項　目	特　記　事　項
1 各章共通事項	⊙ 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ・風圧力 　風速（Vo= 34 m/s） 　地表面粗度区分 （・Ⅰ　・Ⅱ　⊙Ⅲ　・Ⅳ） ・積雪荷重 　平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域　別表（　十三　）
	⊙ 環境への配慮	(1.4.1) 1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、 パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑性（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
	⊙ 材料の品質等	(1.4.2) 1) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 2) 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。 3) 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 4) 本工事に使用する材料のうち、5)に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し等）を監督職員に提出して承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。 ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③ 安定的な供給が可能であること。 ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。 5) 製造業者等に関する資料の提出を求める材料 xI1,a0.25,sm1,ql,t0:床型枠用鋼製デッキプレート、鉄骨柱下無収縮モルタル、無収縮グラウト材、乾式保護材、既製調合モルタル(タイル工事用)、既製調合目地材、ルーフドレン、吸水調整材、錠前類、クローザー類、自動ドア機構、自閉式吊り引戸機構（手動開き式）、重量シャッター、軽量シャッター、オーバーヘッドドア、防水剤、現場発泡断熱材、フリーアクセスフロア、 可動間仕切、移動間仕切、トイレブース、煙突用成形、ライニング材、天井点検口、床点検口、グレーチング、トップライト、屋上緑化システム、ポリマーセメントモルタル、鋳鉄製ふた
2 仮設工事	・ 足場等	(2.2.4) 「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省　平成21年4月24日）の「（別紙）手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
3 土工事	⊙ 埋戻し及び盛土	(3.2.3) 材料及び工法 ※標準仕様書3.2.1による 種別 ・A種　適用場所（　　） ⊙B種　適用場所（　場内　） ・C種　適用場所（　　）　土質（　　）　受渡場所（　　） ・D種　適用場所（　　） （品質　細粒分（75μm以下）の含有率（重量百分率）の上限を50%未満とする） ・材料（　　）　工法（　　）
4 ～ 7		特記仕様書（構造関係）による 4章　地業工事 5章　鉄筋工事 6章　コンクリート工事 7章　鉄骨工事

章	項　目	特　記　事　項
8 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事	・ 補強コンクリートブロック造	ブロックの種類等　(8.2.2、3、5、7、8) 断面形状及び圧縮強さによる区分 / 正呎厚さ(mm) / ﾓｼﾞｭｰﾙ呼び寸法(mm) 長さ / 高さ / 化粧の有無 / 適用箇所 / 備考 ・ / / / / ・無　・有 / / / ・ / / / / ・無　・有 / / / モルタルの調合（容積比） ※標準仕様書表8.2.1による ・セメント（　　）：砂（　　） 各部の配筋 ※図示による 目地仕上げ ・押し目地仕上げ ・化粧目地仕上げ まぐさを受ける開口部両側のブロックのモルタル又はコンクリートで充填する範囲 ※図示による
	・ コンクリートブロック帳壁及び塀	ブロックの種類等　(8.3.2～4) 断面形状及び圧縮強さによる区分 / 正呎厚さ(mm) / ﾓｼﾞｭｰﾙ呼び寸法(mm) 長さ / 高さ / 化粧の有無 / (表8.3.1)以外の適用箇所 / 備考 ・ / / / / ・無　・有 / / / ・空洞ブロックC(16) / / / / ・無　・有 / / / ・型枠状ブロック 20 / / / / ・無　・有 / / / モルタルの調合（容積比） ※標準仕様書表8.2.1による ・セメント（　　）：砂（　　） 塀に用いるブロックの正味厚さ(mm) 塀の高さが2m以下　※120 2m超え　※150 壁鉄筋の継手、定着及び末端部の折り曲げ形状 ※図示による 各部の配筋 ※図示による
	・ ALCパネル	ALCパネルの区分等　(8.4.2～5) 区分 / 単位荷重(N/㎡) 正荷重 / 単位荷重(N/㎡) 負荷重 / 厚さ(mm) / 幅及び長さ / 耐火性能(時間) / 構造の種別 ・外壁用 / ・一般・コーナー / ・平・意匠 / ・ / ・ / ・ / 図示による / ・なし・1 / ・A種・B種 ・間仕切壁用 / ・一般・コーナー / ・平・意匠 / ― / ― / ・ / 図示による / ・なし・1 / ・C種・D種・E種 ・屋根用 / ― / ― / ・ / ・ / ・ / 図示による / ・0.5 / ※F種 ・床用 / ― / ― / ・ / ― / ・ / 図示による / ・1・2 / パネルの相互の接合部に挿入する耐火目地材 ・ 外壁、屋根パネルの構造 1章 適用区分による風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の耐風圧性能 外壁パネル構法及び間仕切壁パネル構法における耐震性能 建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による パネル幅の最小限度を300mm未満とする場合 ・図示による 目地幅(mm) （パネル短辺小口相互の接合部、外壁、間仕切壁パネルの出隅及び入隅のパネル接合部並びにパネルと他部材との取り合い部） ※10～20 外壁、間仕切壁パネルの伸縮目地への耐火目地材の充填 ・適用する　・適用しない
	・ 押出成形セメント板（ECP）	ECPの種類等　(8.5.2～5) パネルの種類 / 形状 / 長さ(mm) / 幅(mm) / 工法の種別 / 備考 ・外壁パネル / ・F / ・50 ・60 / ※600 ・ / ・A種　・B種 / ・D / ・50 ・60 ・T / 60 ・間仕切壁パネル / ・F / ・50 ・60 / ※600 ・ / ・B種　・C種 / ・D / ・50 ・60 ・T / 60 注）F：フラットパネル、D：デザインパネル、T：タイルベースパネル 外壁パネルの工法における耐風圧性能 1章 適用区分による風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の耐風圧性能 外壁パネル工法及び間仕切りパネル工法における耐震性能 建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による パネル幅の最小限度を300mm未満とする場合 ・図示による パネル相互の目地幅(mm) ・長辺（　　）　短辺（　　） 出隅及び入隅のパネル接合目地の目地幅(mm) ※15程度 耐火構造以外の目地及び隙間の処理 ※パネルの製造所の仕様 やむを得ず欠き込み等を行う場合は、下表の寸法を限度とし、欠損部分を考慮し九強度を確認した資料を提出する / / 孔あけ及び欠き込みの大きさ / 切断後のパネルの残り部分の幅 パネルに孔あけを設ける場合 / 短辺 / パネル幅の1/2以下、かつ、300mm以下 / 150mm以下 パネルに孔あけを設ける場合 / 長辺 / 500mm以下 / 300mm以下 パネルに欠き込みを設ける場合 / 短辺 / パネル幅の1/2以下、かつ、300mm以下 / 300mm以下 パネルに欠き込みを設ける場合 / 長辺 / 500mm以下 / 300mm以下
9 防水工事	・ アスファルト防水	屋根保護防水　(9.2.2～5)(表 9.2.3～9) 防水層の種別 種別 / 施工箇所 / 断熱材Ⓖ / 絶縁用シート ・A-1 / / / ※ポリエチレンフィルム 厚さ0.15mm以上又はフラットヤーンクロス70g/㎡程度 ・A-2 / / / ・A-3 / / / ・B-1 / / / ・B-2 / / / ・AI-1 / / (種類) ※JIS A 9521に基づく押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種bA（スキン層付き） (厚さ)(mm) ・ / ※フラットヤーンクロス 70g/㎡程度 ・AI-2 / / / ・AI-3 / / / ・BI-1 / / / ・BI-2 / / / 改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※標準仕様書表9.2.3及び表9.2.4による ・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ 用途による区分 材料による区分　※R種 厚さ（　　）mm以上 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※標準仕様書表9.2.5及び表9.2.6による ・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ 用途による区分 材料による区分　※R種 厚さ（　　）mm以上 立上り部への断熱材及び絶縁用シート ※設置しない　・設置する 平場の保護コンクリートの厚さ こて仕上げ　※水下 80mm以上 床タイル張り　※水下 60mm以上 立上り部の保護工法 ・乾式保護材（品質・性能、試験方法は別表による） 窯業系パネルⅠ類　厚さ（　　）mm　幅（　　）mm ・れんが押え（※JIS R 1250　・　） ・コンクリート押え ・モルタル押え（屋内）
		屋根露出防水 防水層の種別 種別 / 施工箇所 / 断熱材Ⓖ / 仕上塗料 種類 / 仕上塗料 使用量 / 高日射反射率防水Ⓖ ・D-1 / / 標準仕様書9.2.2(9)(種類) ・ (厚さ)(mm) ・ / ・ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 / ※ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 / ・適用する ・D-2 / / / / / / ・適用する ・DI-1 / / / / / / ・適用する ・DI-2 / / / / / / ・適用する 改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※標準仕様書表9.2.8による ・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ 用途による区分 材料による区分　※R種 厚さ（　　）mm以上 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※標準仕様書表9.2.7及び表9.2.8による ・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ 用途による区分 材料による区分　※R種 厚さ（　　）mm以上 絶縁断熱工法のルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置 ※図示による 絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量 種類 ※アスファルトルーフィング類の製造所の指定 ・ 設置数量 ※アスファルトルーフィング類の製造所の指定 ・（　　）個 屋内防水 防水層の種別 種別 / 施工箇所 / 種別 / 施工箇所 ・E-1 / / ・E-2 / 保護層 ・設ける（※図示による　・　） ・設けない E-1の工程3を行う部位 ※貯水槽、浴槽等常時水に接する部位 ・ 防水層の下地の立上り ※コンクリート打放し仕上げ　標準仕様書表6.2.4[打放し仕上げ種別]のB種 ・ 立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法 ※アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度 ・ 防水層の下地のモルタル塗り ・適用する（施工範囲　※図示による　・　） ・適用しない 屋上排水溝 ※図示による

（設計者等表示欄）　※

※　設計者等表示欄は建築士法に基づき、建築士等がその業務に必要な表示行為を行う場合等に作成する

（工事名）　いちょう公園トイレ改築工事		A-00
特記仕様書（その１）		※
青森県　おいらせ町		※